

施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

事業名	施設園芸等燃料価格高騰対策
分類	【価格高騰対策】【水田・畑作、園芸】
事業要旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：日本施設園芸協会 ・支援対象者：農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体 ・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会 <p>〔事業内容〕</p> <p>セーフティネットの構築支援</p> <p>農業者と国の拠出により、に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LPガス・LNG)価格が一定基準以上(原則：令和事業年度発動基準価格 88.9 円/ℓA重油各月全国平均価格)に上昇した場合に、補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国=1：1の拠出により積立をする)を支援します。</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。(10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。 ・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。 ・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。 <p>〔対象油種：A重油、灯油、LPガス、LNG〕</p> <p>令和 6 事業年度セーフティネット補填金(単価はA重油の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家積立単価：基準価格 88.9 円に対し、 115%(13.3 円/ℓ)、130%(26.7 円/ℓ)、150%(44.5 円/ℓ)、 170%(62.2 円/ℓ)の 4 コースから選択 ×燃料購入予定数量×1/2 ・発動基準価格(原則：88.9 円/ℓ月別全国平均価格：コース関係なく同一単価)を超えた場合の燃料価格差を補填 <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補填金単価：当該月のA重油全国平均価格－発動基準価格(原則：88.9 円/ℓ) ・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量(総限度額は農家積立額の 2 倍まで) <p>〔問合せ先〕</p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <p>〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>

露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい

事業名	露地野菜産地イノベーション推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【販路拡大】
事業要旨	実需者や消費者から選ばれる産地になるよう、差別化商品づくりや需要がある品目への転換、出荷予測システムの導入等、産地の革新的な取組を支援する。
事業概要	<p>〔事業主体〕 農業者が組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕 マーケットインの視点による農林水産物の品質・価値の向上を図るとともに、市場セグメントごとに他産地には真似できない「強み」を確立し、実需者や消費者に選ばれる産地づくりに必要な、差別化商品・加工品等の開発、需要がある品目への転換、認証 GAP の取得、商談会への参加等を通じた販路開拓、出荷予測システムの導入など、これらの取組に必要な機械導入や施設整備を行う。</p> <p>〔補助要件等〕 (1) 事業申請時点で、れんこん、はくさい、キャベツ、レタスを生産、出荷又は販売している産地であること。 (2) 知事が別に定める応募要件を満たしていること。 (3) 実需者や消費者から選ばれる産地づくりのための事業実施主体、企業、大学、行政機関等による連携推進組織を設置すること。</p> <p>〔対象経費〕 (ソフト事業) 専門家等謝金、市場調査等旅費、借上料、資材等購入費、商品 PR 等印刷製本費、通信運搬費、デザイン等委託料、分析・イベント出展等手数料、専門家等賃金 (ハード事業) 施設・機械整備費（リース導入も可、但し本体価格のみを対象）</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 (補助限度額) 1 事業実施主体あたり 1,000 万円とする。 但し、ソフト事業のみ実施する場合には、補助上限額の目安を 500 万円とする。 (補助率) ソフト事業：定額、ハード事業：1/2 以内</p> <p>〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174 産地振興課 露地野菜 G：029-301-3950</p>

国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（県単）
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	国内外の旺盛なハナモモを中心とした枝物需要に対応するため、生産農地の拡大や、技術課題の解決、機械類の導入による生産体制の強化に取り組み、全国をリードする枝物トップランナー産地の拡大を目指します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 農業者、新規就農者、農業者の組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 (1) 荒廃農地等を枝物生産に適した圃場へ整備することによる生産農地の拡大 (2) 生産力の低下した圃場の改植促進による生産力の維持・強化</p> <p>2 技術的課題の解決による生産体制の強化 (1) 連作障害対策の確立に向けた技術実証（委託） ※ハナモモ株枯れ対策技術の導入実証等 (2) 規模拡大に伴い増加する労力の削減に向けた機械類の導入（乗用草刈機等）</p> <p>〔補助率・限度額〕</p> <p>1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 補助率 1/2（上限 10a あたり 20 万円） ※ 新規就農者が 50a 以上の農地を再生する場合、又はハナモモ株枯れ対策技術実証試験に取り組む場合を再生する場合、補助率を 2/3 とする。</p> <p>2 技術的課題の解決による生産体制の強化（機械類の導入関連） 補助率 1/2（上限 1,500 千円） ただし、本事業を活用し枝物生産圃場を整備・拡大した者に限る</p> <p>〔問合せ先〕 産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>

果樹園の新植・改植をしたい

事業名	果樹経営支援対策事業、果樹先導的取組支援事業、果樹未収益期間支援事業															
分類	【水田・畑作、園芸】															
事業要旨	<p>果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、省力樹形の導入を行う場合に支援が受けられます。</p> <p>また、果樹経営支援対策事業により、一定面積の改植または新植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。</p>															
事業概要	<p>【事業実施者】 公益社団法人茨城県農林振興公社</p> <p>【支援対象者】 果樹産地構造改革計画に担い手として定められた農業者等</p> <p>【事業内容・補助率等】</p> <p>1. 果樹経営支援対策事業（整備事業） 果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換を行う場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。同一品種への改植は省力樹形等の導入が条件です。 ○改植・新植支援（内容、補助額は一例です）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 30%;">改植（新植）補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">慣行樹形</td> <td>りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹</td> <td>17（15）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培</td> <td>33（32）万円/10a</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">省力樹形</td> <td>りんごの高密度植低樹高（新しいわい化）栽培</td> <td>53（52）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>なし、かき等のジョイント栽培</td> <td>33（32）万円/10a</td> </tr> <tr> <td>なし、かき等のV字ジョイント栽培</td> <td>73（71）万円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>○実施面積要件 地続きで概ね2a以上</p> <p>2. 果樹先導的取組支援事業 果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や消費者ニーズに対応した優良品目・品種への改植・新植及び未収益期間の幼木管理、小規模園地整備、病害の低減に資する雨よけ設備の設置、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証等を実施する場合に、定額または事業費の1/2以内で補助します。</p> <p>3. 果樹未収益期間支援事業 1. の果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植・新植を一定面積以上実施した場合に発生する未収益期間に対して助成します。 ○面積単価（5.5万円/10a）×支援年数（改植の翌年から4年分）＝22万円/10a ○初年度に一括して定額交付 ○実施面積要件 支援対象者が同一年度内に概ね2a以上改植等を実施した場合</p> <p>【問合せ先】 （公社）茨城県農林振興公社 園芸振興部 TEL：029-222-8511 産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>		内容	改植（新植）補助額	慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a	省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新しいわい化）栽培	53（52）万円/10a	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a
	内容	改植（新植）補助額														
慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a														
	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a														
省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新しいわい化）栽培	53（52）万円/10a														
	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a														
	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a														

花きの生産、流通、需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい

事業名	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業（国直接採択事業）
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	物流の 2024 年問題に対応した花き流通の効率化や高度化、産地の課題解決に必要な技術導入を支援するとともに、減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けた PR 活動等の前向きな取組を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 いばらきの花振興協議会が設定した成果目標の達成に必要と認められる団体等</p> <p>〔補助率〕 定額</p> <p>〔事業内容〕 県産花きの生産、流通、需要の拡大の課題解決に必要な取組を支援します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 花き流通の効率化の取組 受発注データのデジタル化、流通の効率化・高度化に資する検討や技術実証等 2 生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組 生産性向上、低コスト化など花き産地の課題解決に資する検討や実証、産地体制の強化に資する研修会開催等 3 需要の変化に対応した品目等の転換の取組 需要が見込まれる品種等への転換に必要な需要調査、栽培技術実証、栽培マニュアル作成等 4 新たな需要開拓・消費拡大の取組 需要喚起のためのPR活動や新規購買層の獲得に向けた販路開拓、花き利用の拡大に資する体験活動等 <p>〔問合せ先〕 産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>

団地化を通じた麦・大豆産地の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの産地パワーアップ支援事業（小麦・大豆の国産化の推進）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村等</p> <p>〔事業内容〕 産地と実需が連携して行う麦・大豆の団地化・生産性の向上に向けて、団地化の推進経費、営農技術の導入、農業機械等の導入、市町村における推進経費を支援します。</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地と実需者が連携して麦・大豆国産化プランが策定されていること。 ・生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 ・事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。 <p>〔対象事業・対象経費〕</p> <p>1 麦・大豆生産技術向上対策</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 生産性向上の推進 作付けの団地化の取組にあたり、地域での話し合い等に必要となる経費を補助する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 新たな営農技術等の導入 麦・大豆生産に係る課題解決に向け、先進的な営農技術を導入する取組に対して補助する。（湿害対策技術、土壌診断に基づく土づくり、需要に応じた新品種の導入等）</p> <p>2 麦・大豆機械導入対策 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標達成に必要な機械・施設の導入等を支援する。</p> <p>3 麦・大豆生産・加工施設整備対策 国産麦・大豆を不作時に供給するための乾燥調製施設の整備等を支援する。</p> <p>〔補助率・補助限度額〕</p> <p>1 麦・大豆生産技術向上対策</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 生産性向上の推進：定額（50ha 未満：1,000 千円、50ha 以上 150ha 未満：2,000 千円、150ha 以上：3,000 千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 新たな営農技術等の導入：定額（合計 10,000 円/10a 以内）</p> <p>2 麦・大豆機械導入対策 機械・施設の導入等：1/2 以内（50 万円以上 5,000 万円未満）</p> <p>3 麦・大豆生産・加工施設整備対策 乾燥調製施設等の整備：1/2 以内（事業実施計画あたり 15 億円以内）</p> <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 〕</p>

環境にやさしい栽培技術と省力化技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」に取り組みたい

事業名	グリーンな栽培体系への転換サポート事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。
事業概要	<p>〔事業主体〕 産地内の農業者や実需者、農業協同組合等の関係者が参画する協議会等 なお、農業者及び県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）を必須の構成員とする。</p> <p>〔事業内容〕 1. グリーンな栽培体系の検討（必須） ・ 検討会の開催 ・ グリーンな栽培体系の検証 ・ グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定 ・ 情報発信 2. グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択） グリーンな栽培体系の検証に必要な、環境負荷低減・省力化に資する機械の導入 3. 消費者理解の醸成（選択） グリーンな栽培体系で生産する農産物の消費者理解の醸成に向けた取組</p> <p>〔対象経費〕 ○グリーンな栽培体系の検証に必要な以下の経費 ・ ほ場・機械等の借上費 ・ 資材等の購入費 ・ 土壌診断等の役務費 ○検討会の開催等に係る以下の経費 ・ 会場借料・旅費・講師謝金・通信運搬費 ・ 印刷製本費など ※対象にならない経費 汎用性の高い機械等の購入費、交付決定前の取組にかかる経費、新聞、TV等のマスメディアによる広告宣伝等</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 定額（機械導入は1/2以内、消費者理解の醸成は上限30万円（定額））</p> <p>〔問合せ先〕 農業技術課 持続的農業推進G 電話 029-301-3931</p>

生分解性マルチを活用して省力化や環境負荷低減を図りたい

事業名	省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】【環境保全型農業】
事業要旨	持続性の高い作業体系への構造転換に向けて、認定農業者等が農作業の省力化や環境負荷低減のために生分解性マルチの利用を拡大する取組を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 認定農業者、地域計画(人・農地プラン)の中心経営体として位置付けられた農業者、認定新規就農者、市町村基本構想水準到達者、集落営農組織、特定農業団体</p> <p>〔事業内容〕 生分解性マルチの導入費用支援 (補助単価：生分解性マルチ 1 m当たり 15 円)</p> <p>〔補助要件〕 以下の①から⑤の全てを満たすことが要件です。 ①支援対象の生分解性マルチは、原則、日本バイオプラスチック協会 (JBPA) が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している製品とします。 ②支援対象の生分解性マルチは、原則、同一ほ場において1作目の作付けに必要な分量とします。 ③既に生分解性マルチを導入している場合、取組の拡大分のみを対象とします。 ④生分解性マルチ導入後、省力効果の検証を実施していただきます。 ⑤生分解性マルチの購入費等に係る他事業の補助対象となった分については、本事業の対象外とします。 ⑥対象となる生分解マルチは、茨城県内のほ場において使用する分量とします。</p> <p>〔問合せ先〕 農業技術課 持続的農業推進G TEL：029-301-3931</p>